

公益財団法人生涯学習かめおか財団
生涯学習事業助成要項

1 趣 旨

亀岡市が目指す魅力ある個性豊かな新しい歴史と文化を創造し、世界的な視野と展望を持った生涯学習都市を形成していくためには、市民の自発的・積極的な生涯学習活動及び事業を促進することが重要である。

また、生涯学習活動及び事業は、本来的に多種多様な側面を持つため、計画や実施にあたっての企画協力をはじめ、幅広い応援体制を充実する必要がある。この要項は、亀岡市民の生涯学習活動及び事業に対して、可能な限りのあらゆる側面から、支援・助成することを目的として定める。

2 対 象

宣伝・営利を目的とせず、生涯学習活動及び事業を行う個人又は団体を対象とする。
但し、個人又は団体につき1事業とする。

3 助成額

助成額は、財団の支援・助成にあてる予算の範囲内で助成の対象となる経費の2分の1を限度とし、1件の助成限度額を10万円とする。

ただし、審査委員会の同意を得て、理事長が特に増額を必要と認める事業については、この限りではない。

※対象となる経費の例：会場使用料・出演料・講師謝礼金・看板制作費・印刷費・通信費・調査研究費等

4 手続き

(受付期間)

毎年度(4月～翌年3月)に実施される事業についての受付期間は、1月4日から4月末日までとする。

また、この期間を過ぎても、予算の範囲内であれば、追加受付の期間を設けることができる。ただし、この場合の受付は9月末日までとする。

(申込方法)

助成希望者は、財団所定の助成申込書(別添様式1)に必要事項を記入し、関係書類を添えて受付期間内に財団事務局へ提出する。

(助成金の交付決定等)

助成申込書を受理したときは、その内容等について審査委員会で審査を行い、審査の結果を理事長に報告する。それに基づき、理事長は助成金の交付・不交付を決定し、助成申込者に通知する。なお、助成金の交付決定に際し、条件を付すことができる。

(事業内容の変更及び中止等)

助成金の交付決定を受けた事業者は、助成対象事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかにその内容を記載した書類を財団事務局に提出して承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更はこの限りではない。

- ① 収入及び支出合計額の20%を超えない増減(ただし、助成金の額が交付決定額を上回る変更は認めない。)
- ② 目的に反しない範囲での事業内容の細部の変更

(実績報告)

助成金の交付決定を受けた事業者は、事業が終了したときは、実績報告書(別添様式2)に必要事項を記入し、関係書類を添えて財団事務局に提出する。

(助成金の確定等)

実績報告書を受理したときは、その事業が助成金の交付条件等に適合しているかどうかを調査・確認し、適当と認めるときは、助成金額を確定して交付する。

ただし、審査委員会の同意を得て、理事長が特に必要と認めるときは、助成事業の完了前に助成金の一部又は全部を交付することができる。

5 助成金交付決定の取消し及び減額

助成金の交付決定又は確定を受けた事業者が次のいずれかに該当する場合は、事業者に対し助成金の交付決定又は確定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- ① この要項に違反したとき
- ② 助成金の交付に付した条件に違反したとき
- ③ 助成金を他の用途に使用したとき
- ④ 事業の実施方法が、助成金交付の趣旨にそわないと認められるとき
- ⑤ その他、理事長が助成金の交付を不相当と認めるとき

(助成金の返還)

助成金の全部又は一部を取消しを行なった場合において、すでに助成金が交付されている場合は、期限を定めて全部又は一部の助成金の返還を求めることができる。返還を求められた事業者は、納期限までに助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

6 反社会的勢力の排除

暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められた事業者に対しては、助成金を交付しない。

7 審査

審査委員会が次の基準をもとに審査を行う。

(1) 助成の対象とする事業の例

- ① 生涯学習に関する活動成果を発表する事業
- ② 生涯学習に関する講師・団体等を自発的に招いて開催する事業
- ③ 生涯学習に関する刊行物を発行する事業
- ④ その他、対象事業として適当と認められる事業

以上のほか、次の1つに該当するもの。

独創性・・・ 事業内容が独創的であり、市民に新しい生涯学習を紹介するもの。

伝播性・・・ 事業実施が広く市民に生涯学習を伝播し、その成果が市民にとって大きな意義があると認められるもの。

適時性・・・ 事業への助成が、活動する個人・団体の今後の伸展と市民文化の向上・発展に時宜を得ていると認められるもの。

技能性・・・ 作品や出演者の技能水準が高いと認められるもの。

郷土性・・・ 郷土性の強いもので、市民の誇りとなると認められるもの。

参加性・・・ 幅広い市民の参加があらかじめ推定される事業、もしくは、諸団体の連合組織またはそれに準じる団体が行うもの。

(2) 助成の対象としない事業の例

- ① 宣伝・営利を目的とし、商業的色彩の濃いもの。
- ② その事業に行政から直接補助金・負担金等の援助を受けているもの。
- ③ 学校の文化祭等、事業が定例化しているもの。
- ④ 政治や宗教的色彩の強いもの。
- ⑤ 公序良俗に反する活動を行うもの。
- ⑥ 団体・会員等の親睦を主目的とするもの。
- ⑦ 助成を受けなくても事業の遂行が十分可能と認められるもの。
- ⑧ 亀岡市民の生涯学習に関わらないもの。
- ⑨ 3年連続の助成となるもの。
- ⑩ その他、助成の対象事業として適当でないと認められるもの。

8 その他

(1) 生涯学習のとらえ方

生涯学習を教養を高める等の狭義にとらえず、生きがいにつながる全ての事柄として広範にとらえる。

(2) 事務局

〒621-0806 亀岡市余部町宝久保1番地の1 ガレリアかめおか内
公益財団法人生涯学習かめおか財団
TEL 0771-29-2701 FAX 0771-25-5881

附 則

この要項は、平成2年5月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成3年3月24日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年12月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年11月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年7月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年12月10日から施行する。